

平成30年第4回臨時会

一宮町議会会議録

平成30年11月6開会

平成30年11月6閉会

一宮町議会

平成30年第4回一宮町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (11月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
臨時議長の紹介及び挨拶	3
町長挨拶	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議長就任の挨拶	6
日程の追加	7
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
副議長の選挙	8
副議長就任の挨拶	9
議席の一部変更	10
常任委員の選任	10
常任委員会正副委員長互選	13
議会運営委員の選任	13
議会運営委員会正副委員長互選	13
長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙	14
長生郡市広域市町村圏組合議会議員就任の挨拶	15
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	16

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員就任の挨拶	17
一宮聖苑組合議会議員の選挙	17
一宮聖苑組合議会議員就任の挨拶	18
議会報編集委員の選任	19
議会報編集委員会正副委員長の互選	19
同意第1号の上程、説明、採決	20
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会の宣告	26
署名議員	29

第 4 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

11 月 6 日 （ 火 ）

平成30年第4回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

平成30年11月6日招集の第4回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	小	林	正	満	6番	鶴	沢	清	永	
7番	鶴	沢	一	男	8番	藤	乗	一	由	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛	
13番	鶴	野	澤	一	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文		
教	育	長	町	田	義	昭	総	務	課	長	大	場	雅	彦
企	画	課	長	塩	田	健								

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	仮議席の指定
日程第二	議長選挙
日程の追加	
日程第一	議席の指定
日程第二	会議録署名議員の指名
日程第三	会期の決定
日程第四	副議長の選挙
日程第五	議席の一部変更
日程第六	常任委員の選任

- 日程第七 議会運営委員の選任
- 日程第八 長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 日程第九 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第十 一宮聖苑組合議会議員の選挙
- 日程第十一 議会報編集委員の選任
- 日程第十二 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第十三 議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の締結について

◎臨時議長の紹介及び挨拶

○議会事務局長（諸岡 昇君） 改めまして、皆さん、おはようございます。議会事務局長の諸岡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。したがいまして、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ここで、年長の議員をご紹介申し上げます。

本日出席者の中で年長議員は志田延子議員となりますので、志田延子議員、議長席へお願ひいたします。

○臨時議長（志田延子君） 皆さん、おはようございます。ただいまご紹介いただきました志田延子でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（志田延子君） ここで、馬淵町長より、開会に先立ちまして挨拶をしたい旨の申し出がございましたので、これを許します。

馬淵町長、よろしくお願ひいたします。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、改めまして、おはようございます。

本日、ここに、平成30年第4回一宮町議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、お集まりを賜りまして、まことにありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

先般、10月22日の投開票でございました。皆様、激戦の選挙を勝ち抜かれてこちらへご参集いただいたということございまして、皆様の大変赫々たる選挙のご活動に対しまして、改めまして敬意と祝意を申し述べさせていただきたく存ずる次第でございます。まことにおめでとうございます。

皆様ご存じのとおり、一宮町、再来年になりますけれども、オリンピックがまいります。サーフィン競技、世界で初めてということでございますが、釣ヶ崎海岸でとり行われる予定でございます。これへ向けまして、これから私ども一宮町、ますます準備を進めていく必要

がございます。また、その傍らでさまざまな、以前より課題として持ってまいりました大きな取り組む事業がございます。こうしたことにつきまして、皆様と一緒に次のステージを展望していければと存ずる次第でございます。

議会の皆様の厳しく、また温かいご指導を仰ぎながら、町民の皆様にとって中期的、また長期的に最良の結果を導いていきたいと存じます。議会の皆様におかれましては、どうぞ格段のご理解、ご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（志田延子君） 馬淵町長、ありがとうございました。

開会 午前 9時05分

◎開会の宣告

○臨時議長（志田延子君） それでは、ただいまから平成30年第4回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（志田延子君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（志田延子君） ここで、本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（志田延子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（志田延子君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長(志田延子君) ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、小林正満君と6番、鶴沢清永君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長(志田延子君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(志田延子君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(志田延子君) 投票箱の異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○臨時議長(志田延子君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(志田延子君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

5番、小林正満君、6番、鶴沢清永君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長(志田延子君) それでは、開票の結果をご報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

小安博之君 14票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、小安博之君が議長に当選されました。

(拍手)

議場の出入り口を開きます。お願いします。

(議場開鎖)

- 臨時議長（志田延子君） ただいま議長に当選されました小安博之君が議長におられます。
会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

- 臨時議長（志田延子君） 小安博之君の発言を求めます。
- 議長（小安博之君） 議長選挙に当たりまして、議員各位の皆様方には温かいご推挙をいただきまして、名誉ある一宮町議会議長の要職につかせていただくことになりました。身に余る光栄であり、責任の重さに身が引き締まる思いでいます。

皆様ご承知のとおり、先ほど町長からもお話があったとおり、2年後に当町でサーフィン競技が開催されます。オリンピックは、間違いなく世界最大のイベントであり、当町がそれにかかわれることは千載一遇のチャンスと認識しております。必ず当町の反映に結びつけなくてはならないことを認識しております。

今後は、明るいまちづくりに向け、真摯な議論を重ね、公平で公正な議会運営に努めたいと考えております。議員各位並びに執行部の皆様方におかれましては、ご指導、ご鞭撻のほうを賜りますようお願い申し上げます。議長就任の挨拶といたしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。（拍手）

- 臨時議長（志田延子君） 以上で、私の任務は終了いたしました。

ここで議長と交代いたします。小安博之議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。（拍手）

- 議長（小安博之君） 皆さん、よろしくお願いいいたします。

それでは、ここで議事の日程調整のため、30分程度の休憩といたします。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時42分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小安博之君） 議事日程の追加をお手元に配付してありますが、会議規則第21条によりお諮りいたします。お手元に配付いたしました追加日程のとおり進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程のとおり進めることに決定いたしました。

◎議席の指定

○議長（小安博之君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議席表のとおり、議長において指定します。

議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

諸岡議会事務局長。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、議席の指定表を朗読させていただきます。

議席番号1番	川 城 茂 樹 議員	議席番号2番	内 山 邦 俊 議員
議席番号3番	小 関 義 明 議員	議席番号4番	大 橋 照 雄 議員
議席番号5番	小 林 正 満 議員	議席番号6番	鵜 沢 清 永 議員
議席番号7番	鵜 沢 一 男 議員	議席番号8番	小 安 博 之 議長
議席番号9番	藤 乗 一 由 議員	議席番号10番	袴 田 忍 議員
議席番号11番	鵜野澤 一 夫 議員	議席番号12番	吉 野 繁 徳 議員
議席番号13番	志 田 延 子 議員	議席番号14番	森 佐 衛 議員

以上でございます。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

5 番、小林正満君、6 番、鶴沢清永君、以上兩名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 追加日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、日程及び議事の内容から、本日 1 日といたしたい
と思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（小安博之君） 追加日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員は 14 名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 7 番、鶴沢一男君と 9 番、藤乗一由君を指
名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（小安博之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小安博之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1 番議員から順次に投票願います。

(投票)

○議長（小安博之君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小安博之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

7番、鵜沢一男君、9番、藤乗一由君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（小安博之君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

鵜野澤一夫君 8票

鵜沢一男君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、鵜野澤一夫君が当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（小安博之君） ただいま副議長に当選されました鵜野澤一夫君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（小安博之君） 当選人、鵜野澤一夫君の発言を求めます。

○副議長（鵜野澤一夫君） ただいま皆様のご推挙によりまして、副議長の要職を仰せつかりました。皆様のご指導、ご鞭撻を賜りまして、この職務を務めてまいります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小安博之君） ありがとうございました。

ここで、15分程度の休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時09分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議席の一部変更

○議長（小安博之君） 追加日程第5、議席の一部変更を議題といたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付いたしました変更議席表のとおりです。

その議席番号及び氏名を事務局に朗読させます。

諸岡議会事務局長。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、議席の一部変更表を朗読させていただきますが、変更となった議席番号と議員名とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

変更番号につきましては、

議席番号8番 藤 乗 一 由 議員 議席番号9番 袴 田 忍 議員

議席番号10番 吉 野 繁 徳 議員 議席番号11番 志 田 延 子 議員

議席番号12番 森 佐 衛 議員 議席番号13番 鶉野澤 一 夫 副議長

議席番号14番 小 安 博 之 議長

以上、議席番号8番から14番までを変更するものでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

議席移動のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時13分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員の選任

○議長（小安博之君） 追加日程第6、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、議会委員会条例第5条第1項の規定により、議員は少なくと

も1つの常任委員になるものと定められております。また、第5条第4項において、常任委員は、議長が会議に諮って指名することと規定されています。

当議会では、各議員から常任委員会への希望をとり、これによりできるだけ希望に沿うよう取り計らいたいと思います。

それでは、希望記入表を配付いたしますので、記入願います。

念のため申し上げますが、希望表の中に第1希望と第2希望がありますので、自分で希望するところに丸をつけてください。また、用紙に議席番号及び氏名を記入する欄がございますので、忘れずにご記入願います。

(常任委員会希望表配付)

○議長(小安博之君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) では、希望表を書記が回収いたしますので、お渡し願います。

(常任委員会希望表回収)

○議長(小安博之君) この結果を見ますと、一宮町議会委員会条例に規定する定数には及びません。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任につきましては、慣例により5名の選考委員を立て、委員の方で希望表を参考としてご協議願いたいと思います。また、選考委員の選任は議長において指名したいと思いますが、このようにとり行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、選考委員は議長において指名いたします。

選考委員は、森 佐衛君、鵜野澤一夫君、藤乗一由君、鵜沢一男君、小林正満君、以上5名の方々をお願いいたします。

選考委員は、選考会を行いますので、直ちに議長室にお集まりください。

選考会開催のため、20分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時40分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

選考会の結果を事務局より報告いたします。

諸岡議会事務局長。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、選考会の結果を報告いたします。

総務常任委員会

森 佐 衛 議員 袴 田 忍 議員
藤 乗 一 由 議員 大 橋 照 雄 議員

経済常任委員会

志 田 延 子 議員 小 安 博 之 議長
鵜 沢 清 永 議員 小 林 正 満 議員
内 山 邦 俊 議員

次に、厚生文教常任委員会

吉 野 繁 徳 議員 鵜野澤 一 夫 副議長
鵜 沢 一 男 議員 小 関 義 明 議員
川 城 茂 樹 議員

以上でございます。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

お諮りいたします。ただいま報告のありました選考会の選任結果のとおり、常任委員を決定いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、選考会の選考結果のとおり決定いたします。

各常任委員会は直ちに委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選により選出願います。

各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務常任委員会 議員控室、経済常任委員会 議員控室、厚生文教常任委員会 議長室、以上のとおりです。

各常任委員会は、指定された場所にご参集ください。また、各常任委員会において委員長及び副委員長が決定いたしましたら、速やかに議長まで報告願います。

常任委員会開催のため、15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時52分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（小安博之君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

総務常任委員会、委員長 藤乗一由議員。副委員長 袴田 忍議員。

経済常任委員会、委員長 小林正満議員。副委員長 志田延子議員。

厚生文教常任委員会、委員長 鶴沢一男議員。副委員長 吉野繁徳議員。

以上のとおりです。

◎議会運営委員の選任

○議長（小安博之君） 追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、議会委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員には、森 佐衛君、吉野繁徳君、藤乗一由君、小林正満君、志田延子君、袴田 忍君、鶴沢一男君、以上7名を指名したいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ただいま指名いたしました委員によって、議長室において議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

なお、決定事項は議長まで報告願います。

議会運営委員会開催のため、15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（小安博之君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長、森 佐衛君。副委員長、吉野繁徳君。

以上のとおりです。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（小安博之君） 追加日程第8、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、長生郡市広域市町村圏組合規約第5条第2項で、議長の職にある者及び議員の中から選挙された者となっております。

よって、組合議会議員1名は選挙により選出いたします。

この選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番、袴田 忍君と10番、吉野繁徳君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（小安博之君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小安博之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（小安博之君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9番、袴田 忍君と10番、吉野繁徳君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(小安博之君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

小林正満君 9票

鷗沢一男君 4票

吉野繁徳君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、小林正満君が長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(小安博之君) ただいま長生郡市広域市町村圏組合議会議員に当選されました小林正満君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎長生郡市広域市町村圏組合議会議員就任の挨拶

○議長(小安博之君) 当選人、小林正満君の発言を求めます。

○5番(小林正満君) ただいま皆様方により長生郡市広域市町村圏組合議会議員ということで推挙されました小林正満でございます。

この議会、さまざまな課題、問題が山積していると聞いております。一宮町を代表し、広域議員の一人として一生懸命やる所存でございますので、皆様方、どうぞ応援のほどよろしくお願いをいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。(拍

手)

○議長（小安博之君） ありがとうございます。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（小安博之君） 追加日程第9、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項により、町の議会議員のうちから1人を選挙することとなっております。

よって、広域連合議会議員1名は選挙により選出いたします。

この選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、志田延子君と12番、森 佐衛君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（小安博之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小安博之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（小安博之君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

11番、志田延子君と12番、森 佐衛君、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（小安博之君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

鵜沢一男君 9票

袴田 忍君 5票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、鵜沢一男君が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（小安博之君） ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました鵜沢一男君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員就任の挨拶

○議長（小安博之君） 当選人、鵜沢一男君の発言を求めます。

○7番（鵜沢一男君） ただいま皆さんにご選出していただきました鵜沢一男でございます。

議会の代表として、町民の代表としてこの責務を果たす所存でございます。ご指導、よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（小安博之君） ありがとうございます。

◎一宮聖苑組合議会議員の選挙

○議長（小安博之君） 追加日程第10、一宮聖苑組合議会議員の選挙を行います。

本件につきましては、一宮聖苑組合規約第5条第1項で、議員の中から選挙された者1人となっております。当議会におきましては、従来からの慣例により、年長議員が指名推選されております。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

一宮聖苑組合議会議員に志田延子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました志田延子君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。

よって、志田延子君が一宮聖苑組合議会議員に当選いたしました。

ただいま一宮聖苑組合議会議員に当選されました志田延子君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎一宮聖苑組合議会議員就任の挨拶

○議長(小安博之君) 当選人、志田延子君の発言を求めます。

○11番(志田延子君) 慣例で年長者がなっているとのことですので、お引き受けさせていただきます。頑張って参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(小安博之君) ありがとうございます。

会議の途中ですが、ここで、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時05分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議会報編集委員の選任

○議長（小安博之君） 追加日程第11、議会報編集委員の選任を行います。

議会報編集委員の選任については、議会報編集委員会規約第6条の規定により、議長において指名いたします。

お諮りいたします。議会報編集委員には、9番、袴田 忍、8番、藤乗一由君、5番、小林正満君、3番、小関義明君、2番、内山邦俊君、1番、川城茂樹君、以上6名を指名したいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました編集委員によって、休憩中に議長室において議会報編集委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

委員長、副委員長が決まりましたら議長まで報告願います。

議会報編集委員会開催のため、15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時18分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会報編集委員会正副委員長の互選

○議長（小安博之君） 議会報編集委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので報告いたします。

委員長、藤乗一由君。副委員長、小林正満君。

以上のとおりです。

ここで、1時間程度の休憩をいたします。

休憩中に、議会議員全体会議を議員控室で開催いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 2時17分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（小安博之君） 追加日程第12、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、8番、藤乗一由君の退席を求めます。

（8番 藤乗一由君退席）

○議長（小安博之君） 提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 監査委員の選任につきまして同意を求めることについてご説明を差し上げたく存じます。

このたび、一宮町議会議員の任期満了によりまして、議会選出の監査委員の方が欠員となりました。つきましては、藤乗一由さんを監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会のご同意をお願い申し上げます。

藤乗議員は、3期目の議員でいらっしゃる、これまでの経歴からして監査委員としてふさわしい方でいらっしゃると思いますので、ご賛同をお願い申し上げます。

任期は、2022年11月2日までの4年間でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番、鶴野澤一夫君と1番、川城茂樹君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は「賛成」、否とする諸君は「反対」と記載してください。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により、否とみなします。

（投票用紙配付）

○議長（小安博之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（小安博之君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に「賛成」または「反対」を記載しましたら1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（小安博之君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

13番、鶴野澤一夫君と1番、川城茂樹君、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（小安博之君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

賛成 8票

反対 4票

以上の結果、賛成多数。

よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(小安博之君) 8番、藤乗一由君の入場をお願いします。

(8番 藤乗一由君入場)

○議長(小安博之君) 8番、藤乗一由君に報告いたします。

ただいまの監査委員の選任については同意されましたので、報告いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 追加日程第13、議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田企画課長。

○企画課長(塩田 健君) それでは、議案第1号 外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の締結について。

次のとおり施行協定を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月6日提出。

一宮町長、馬淵昌也。

記

1、協定の目的、外房線上総一ノ宮駅東口請願口設置工事委託。

2、協定の方法、委託協定の締結。

3、協定の金額、金6億8,317万2,000円。

4、協定の相手方、東日本旅客鉄道株式会社、執行役員、千葉支社長、西田直人。

以上でございます。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) 本件の内容そのものではないんですが、先日、2日に、この件について説明、議案で提出されるというお話がございました。

それで、その時点では、この協定内容、それについては具体的な説明はございませんで、さかのぼりまして、詳細設計については10月中には出されると、それに基づいて具体的な金額、内容についてわかるということで報告されるというお話だったかと思うんですけども、それが、2日の日に、そういう話がある、要するに6日の日に議決してくれというようなお話だったわけですが、こういう急な形での議案の提出の仕方というのが非常に多いように見受けられます。特にこの東口に関するものも何件かございます。例えば、これまでこの詳細設計に関しては、2月2日に全体会で説明されて、2月6日の臨時議会で詳細設計費6,000万円を了承してほしいというようなお話でございました。

これもちょうど今回の日程とほとんど同じで、2月2日が金曜日、2月6日が火曜日という日程で、でも、内容につきましては、2月2日以前には、詳細設計費は4,600万円余りというふうに町長もお話ししていたんですけども、突然4,600万円が6,000万円になった。しかも工事費については7億3,000万円余りというふうにお話があったものを8億5,000万円というふうに変わったと。それが、ほんのわずか、前の金曜日に説明されたものが、翌週の火曜日に決めろというようなお話でした。

進め方としては似たような形で、どうして今回このような急な形になったのかということについて、今現在、傍聴の方はいらっしゃいませんけれども、インターネットでご覧になっている町民の方もいらっしゃると思います。そういう方につきましては、我々よりもこの経過についてご存じないという状況もあるかと思しますので、そういった方にもよくお分かりいただけるような形で、どうしてこんなふうに急になってしまったのか、こういうふうに急に議案として提出してここで決めざるを得なくなってしまったのかということについて、経過を詳しく説明していただきたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） 質疑終わりました。

塩田課長。

○企画課長（塩田 健君） それでは、経過についてご説明させていただきます。

まず、金額についてでございますが、確かに10月というお話をしておりました。実際には、9月末ぐらいにはある程度金額はわかっておりましたが、これは9月の議会でもご説明申し上げましたが、10月11日の千葉県議会最終日までは、県議会の審議に影響を及ぼすおそれがあるということでございますので、公表を差し控えさせていただいたところでございます。

その後、10月17日になりまして、協定書のほうが届いたわけでございますが、町といたしましても早期に議会を開くべきというふうに検討いたしました。折しも10月15日から町の

議会議員選挙となり、結果、議会の情勢も大きく変わりました。そういう中で、10月下旬の臨時議会では、11月3日以降の議員さんがいない状態でのご審議をいただくものは、果たしてこれはいかなものかという内部での検討をさんざんさせていただいたところ、11月6日に、第4回目の臨時議会が開かれるというところがございますので、まずは、そこへ上程させていただきたいということで、今回ご審議いただいているものでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

ほかにありませんか。

8番、藤乗議員。

○8番（藤乗一由君） 今のご説明に関してなんですけれども、確かに議会に諮るという点では、日程的に非常に難しいタイトな部分があったのでやむを得なかったというふうに考えられるところはあります。

ただ、選挙があるとはいえ、議員としての活動というものは、それとは別なわけですから、資料なりなんなりという形で、議会が開かれなかったとしても各議員に配付して意見を聴取しておくというような、意見が出るかどうかというところを問い合わせさせていただくというようなことはできたのではないかとというふうに思うわけです。

そうした準備が非常に不足しているのではないかとという例として、先ほど2月の臨時議会の例を挙げたわけですね。2月の臨時議会の例で考えますと、これは、工事の中身そのものがエレベーター設置に変わっているわけですから、それは突然数日で変わったわけではないはずです。そうした資料等が、あるいは協議の中身があるはずですから、事前にそうしたお知らせをいただいてもおかしくないのではないかというふうに考えられるんですね。そのところ、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小安博之君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 私は、こうしたさまざまな関係者の皆様の中で、さまざまなご意向を踏まえながら、この案件を安全に最終的な形まで持っていく必要があると、そのように判断をいたしている中で、全てにおいて完璧なる日程設定ができかねたことについては大変残念に思う面もございますが、一方で、こうした具体的な最終局面に至る前に、少なくともこうした文脈については私どものほうからも十分に事前にご説明を差し上げ、いわば、最終的な局面というふうなものが、どういう形になるかということについて、その最終的なところは確かに日程が切迫した形での設定になっておりますが、そうした文脈については、事前に十

分差し上げていたかと存じます。

そのあたりは、こうした多様な複数の主体が問題を持ち寄って最良の形へ落としていくとき、なかなかいたし方ないことと、これはご賢察を賜ればと存ずる次第でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

藤乗一由君に申し上げます。

会議規則第54条により、質問は、同一議題について2回を超えることができません。藤乗一由君の質問は2回を超えることとなります。

（「議長、答えに対する意見として」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） すみません、意見はちょっとできませんということで。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） ほかに質疑はありますか。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） この案件なんですけれども、締結という言葉ですけれども、これと契約とは違うと思うんですけれども、どう違うのか、その辺の説明をお願いしたいんですけれども。これは契約じゃないですよ。

○議長（小安博之君） 塩田課長。

○企画課長（塩田 健君） これは、内容といたしましては契約と同等の行為でございます。

ただ、JR側については、町から直接工事を請け負うわけではございませんので、協定の締結という言葉を使っております。

以上です。

○議長（小安博之君） 4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） そうしますと、契約と同じような効力のあるものだというふうに私は今お聞きしたと思うんですけれども、そうすると、金額がきちんと決まっていなのに契約をするというようなことになっちゃうような気がするんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小安博之君） 塩田課長。

○企画課長（塩田 健君） 金額については、先ほどご説明いたしたとおり、6億8,317万2,000円でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

4番、大橋君、2回までなので、了承願えますか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」「議長、ちょっと念のために」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 質疑ないですよ。

（「今おっしゃっていた……」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 追加の答弁ということですか。

（「追加答弁で」と呼ぶ者あり）

○町長（馬淵昌也君） 詳細設計をいただいたところに記載された、確定された金額でございますので、不確定ではございません。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、追加日程第13、議案第1号 外房線上一ノ宮駅東口請願口設置に関する施行協定の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 「異議あり」との声がありますので、起立により採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立多数。

よって、本案は可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成30年第4回一宮町議会臨時会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 2時44分